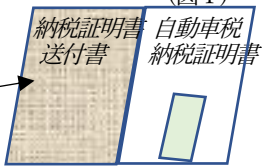


還付金の受領に関する委任状について

提出期限：抹消等の還付理由が発生した日の属する月の末日まで

※ 月末に還付理由が発生した場合は、翌月7日消印まで受け付けます。

添付書類 1		自動車税(種別割)の領収証書 原本 (コピー不可)
(1) 領収証書原本がない場合		委任状の委任者欄に 実印 を押印し、委任者の「印鑑登録証明書」原本を添付
(2) 郵便局で納税した場合	窓口	「納付書」原本 (領収証書には領収印が押印されません)
	A T M	「利用明細票」原本 (車の登録番号が記載されているもの)
(3) 口座振替で納税した場合		「自動車税(種別割)納税証明書送付書(口座振替者用)」原本 (図1参照)
(4) ペイジーで納税した場合 (インターネットバンキング や ペイジー対応A T Mで納税された場合)		「自動車税(種別割)納税証明書送付書」原本
(5) LINE Payで納税した場合		「シーリング が キタゲ の納税証明書」の送付書 送付書の原本が必要 → 
(6) スマートフォンアプリ等で「QRコード (eL-QR)」を読み込んで支払った場合		
(7) 「[地方税お支払サイト]」で支払った場合 ・クレジットカード ・インターネットバンキング ・口座振替(ダイレクト方式) ・ペイジー番号を発行しATM等で支払		※ 完納となった場合でも、使用した納付書により納税証明書が発行されないことがあります。 例：有効な納税証明書が添付されていない納付書(督促状等) ⇒この場合は、(1)領収証書原本がない場合 の扱いとなります。
(8) 新規登録(又は中古新規登録)の場合		「税申告書」納税者様控えの原本(証紙で納税しているため)
(9) 還付理由が重複納付による場合		重複納付された領収証書原本を全て添付
(10) 集合納付を利用されている場合		「集合納付用の領収証書コピー」に納税義務者の実印を押印したもの
添付書類 2		抹消を証明する書類 (コピー可)
下記の書類のうち、いずれか1通 (1) 登録識別情報等通知書 (2) 輸出抹消仮登録証明書 (3) 登録事項等証明書 等		
添付書類 3		住民票のコピーや戸籍謄本のコピーなど、異動したことのわかる書類
委任者(4月1日現在の納税義務者)の住所・氏名に変更があった場合 ※ 住民票は、マイナンバー記載のないものを添付する		

○記入方法は、別紙「記入例」をご参照ください。

○留意事項

(1) 委任者(納税義務者)欄の記入

- ・委任者の住所・氏名は委任者が自署してください。
- ・委任者が法人の場合、法人名及び代表者名をご記入いただき、登録されている代表者印を押印してください。

(2) 受任者欄の記入

- ・群馬県以外にお住まいの方の還付金受領方法は、口座振替のみとなります。
- ・受取口座名義に屋号が入っている場合は、受任者氏名欄にも屋号を含めてご記入ください。

(3) 記載内容の訂正方法 - 記載内容に訂正がある場合は、訂正印の押印が必要です。

- ・「委任者」欄の訂正は、委任状に押印された委任者の印でのみ訂正可。
- ・「受任者」欄の訂正は、受任者の印(法人の場合は代表者印)で訂正可。

(4) 窓口で委任状を提出する際は、提出者の本人確認ができる書類(免許証等)の提示をお願いしております。

(5) 委任者(納税義務者)が亡くなっている場合などについては、記入方法及び添付書類に追加があるため、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 群馬県自動車税事務所 収納・総務係 電話 027-263-4343
送付先 〒371-8507 前橋市上泉町397-5

